

▼民生委員の主な職務 30-107-1

- ・住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと (第14条第1項第1号) 27-36-1
- ・援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助 (第14条第1項第3号) 24-37-4
- ・社会福祉を目的とする事業を**経営**する者又は社会福祉に関する**活動**を行う者と密接に連携し、その事業又は活動の支援 (第14条第1項第4号)
- ・『社会福祉法』に定める**福祉事務所**その他の関係行政機関の業務に協力 (第14条第1項第5号) 25-35-4 28-39-2



➡民生委員は、福祉行政の**補助**機関ではなく、**協力**機関として位置づけられる。 25-35-4

- ⑨ 職務を遂行するに当たっては、**個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない** 25-35-3 28-39-2 (第15条)。
- ⑩ 職務に関して、**都道府県知事の指揮監督を受ける** 30-96-1 (第17条第1項)。
➡**都道府県知事は、民生委員の指導訓練を実施しなければならない** 30-96-4 (第18条)。
- ⑪ 民生委員・児童委員の**定数**は、主任児童委員もあわせると、2001(平13)年度以降2016(平28)年度まで**22~23**万人台で推移している 26-35-2 (厚生労働省HP「民生委員・児童委員に関するQ&A」)。
- ⑫ 2017(平29)年度末時点での民生委員・児童委員数は、**232,041**人である (厚生労働省「平成29年度福祉行政報告例の概況」)。
- ⑬ その割合は、**女性61%、男性39%**となっている 26-35-1 (厚生労働省「平成29年度福祉行政報告例の概況」)。
- ⑭ **2016(平28)年度**の民生委員・児童委員による相談支援件数の割合を分野別にみると、「**高齢者に関すること**」が全体の56.3%を占め、次いで「**子どもに関すること**」(20.9%)、「**障害者に関すること**」(**4.9%**)となっている 26-35-5 (厚生労働省「平成30年版厚生労働白書」)。

〔民生委員協議会〕

- ① **民生委員**から構成されており、地域福祉推進の要となっている。 22-38-4
- ② **民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない** 29-38-5 30-96-5 (第20条第1項)。
➡特別の事情のあるときの外、市はその区域を**数区域**に分けた区域、町村は**その区域**をもって一つの区域としなければならない 23-37-2 (第2項)。
- ③ **民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる** 30-34-2 (第24条第2項)。